

平成22年4月1日から

新 浄化槽補助制度

が始まります

トイレ、台所、ふろ、洗濯など、私たちが生活の中で利用した水は、生活排水として排出されています。川や海を汚さないように、生活排水を適正に処理する必要があります。市は、下水道が整備されていない区域に、生活排水を全部処理することができない区域に、**浄化槽**の設置と適正な維持管理を推進しています。今回は、平成22年4月1日から新しくなる**浄化槽補助制度**をご紹介します。

台所でみそ汁やてんぷら油を流すと、魚がすめる程度の水質にするには大量の水が必要です。

みそ汁 200ml 浴槽(300ℓ) × 4.7杯	てんぷら油 500ml 浴槽(300ℓ) × 330杯
------------------------------	--------------------------------

生活排水に含まれる汚濁物質(BOD)の量は約40グラム(1人1日当たり)。台所汚水に18グラム、水洗トイレ汚水に13グラム、ふろ・洗濯汚水に9グラム含まれています。

変更
浄化槽設置費補助制度

新設
浄化槽維持管理費補助制度

対象者

対象地域

専用住宅(居住用の建物など)に浄化槽を設置する人

下水を処理すべき区域となつてから、1年を経過した区域を除く市内全域

対象地域
下水道の整備が7年以内に見込まれる区域を除く市内全域(中野台下水道処理施設の処理区域を除く)

浄化槽設置費補助対象と同様のもの、左記①～③の維持・管理が適正にされている浄化槽

補助対象となる浄化槽

① 清掃

国の補助基準を満たす機能を有する、処理対象人員10人以下の浄化槽

市長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

補助金額

② 保守点検(年3回以上)

浄化槽の大きさや対象区域内の違いなどで補助金額が異なります。下水道総務課までお問い合わせください。

県に登録された営業者に委託してください。

新築や増改築以外で、既設のくみ取り便所やみなし浄化槽を廃止し、新たに浄化槽を設置する場合は、上乘せ補助があります。

③ 11条検査(法定の定期検査)

新築や増改築以外で、既設のくみ取り便所やみなし浄化槽を廃止し、新たに浄化槽を設置する場合は、上乘せ補助があります。

年に1回、検査機関で検査を受けてください。検査結果が適正の判定のものや、改善の済んだ浄化槽が補助対象となります。

浄化槽の転換にご協力ください

検査機関

浄化槽の転換にご協力ください

(財)静岡県生活科学検査センター
☎ 054(621)5030

補助金額

補助金額

1万8000円(毎年1回、申請により適正と認められたものに対して補助)

1万8000円(毎年1回、申請により適正と認められたものに対して補助)



●用語解説●

※1 浄化槽

合併処理浄化槽を指します。水洗トイレ汚水に加え、台所やふろなどの生活雑排水すべてを処理する浄化槽

※2 国の補助基準を満たす機能

BODの除去率90%以上で、放流水のBOD20ミリグラム/リットル以下の機能

※3 みなし浄化槽

単独処理浄化槽を指します。水洗トイレ汚水のみを処理する浄化槽

補助申請など
お問い合わせ

下水道総務課

☎ (55)28002
☎ (53)09020
FAX (53)09020